

規制シート(様式)

190194501290001

2016年12月1日

規制の名称	造船法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	造船法(昭和25年法律第129号)、造船法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局船舶産業課長 宮武 宜史
規制目的	造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期することを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業等を開始、休止等したときは、国土交通大臣に届け出ることとする等、事業に対する規制。 ・ 一定の大きさ以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる設備・施設の新設、譲り受け等をしようとするときは、国土交通大臣の許可を受けることとする等、施設・設備に対する規制。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>海運は多数の乗客・貨物を輸送する重要な交通手段であり、市場ニーズに対応した適切な量・質の船舶が供給されることが必要である。しかしながら、造船業は、市況の変動が大きい一方で、一旦参入すると巨大な設備による労働集約産業であるため、地域の雇用や経済との関係から操業調整や撤退が難しく、供給能力過多に陥りやすい産業である。更には、供給先の海運においても船舶を数十年の長期にわたり使用することから、船腹過剰に陥りやすい体質にある。技術的・資金的基盤に欠ける事業者の参入や一時の投機的な建造設備の増強等により市場が歪曲されると、その後の国際造船・海運市場における適切な量・質の船舶の供給に対して甚大かつ長期的な悪影響があるため、国際的に調和の取れた建造能力の確保が各国政府に対して求められている。最近では、2016年OECD閣僚理事会声明において「過剰供給力が貿易に与える負の影響を認識し、市場を歪曲する措置を回避」することが求められたところ。ゆえに、設備の新設等に当たっては、引き続き事業者の技術的・経理的基礎が確実であるか、事業者の経営が造船市場の適正な発展を阻害しないかを確認していく必要がある。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		